



# 鳥取県公報

平成17年4月5日(火)  
号外第78号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

代表監査委員訓令	鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令(2)..... 1
----------	------------------------------------

### 代表監査委員訓令

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年4月5日

鳥取県代表監査委員 石 差 英 旺

#### 鳥取県代表監査委員訓令第2号

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局処務規程(昭和47年鳥取県代表監査委員訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(公印の使用) 第8条 公印を使用しようとする者は、 <u>管守者の指定する場所において公印を押印するものとする。</u>	(公印の使用) 第8条 公印を使用しようとする者は、 <u>決裁済みの起案書又はこれに代わるべき書類に、押印すべき文書を添えて管守者に呈示し、審査を受けた後押印するものとする。</u> 2 前項の審査は、 <u>同項の手続を了しているかどうかを審査するもので、事案の内容に及ぶものではない。</u>
第9条 公印は、 <u>適正に作成された施行文書以外のもの</u> に押印してはならない。	第9条 公印は、 <u>白紙その他不備な文書</u> に押印してはならない。
(公文の記号及び番号) 第13条 公文には、 <u>次に定めるところにより、記号及び</u>	(公文の記号及び番号) 第13条 公文には、 <u>次の各号によつて記号及び番号を付</u>

番号を付けなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 往復文書は、番号を付けること。

(文書等の取扱い)

第15条 文書等の受付、処理、施行その他の取扱いに関しては、別に定めるもののほか知事の事務部局の例による。

けなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 往復文書は、「監委」の記号を冠し、番号を付けること。

(文書の取扱い)

第15条 文書の受付、処理、施行その他の取扱いに関しては、知事の事務部局の例による。

附 則

この訓令は、平成17年4月5日から施行する。